

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2022年6月15日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 愛知県名古屋市熱田区六野1丁目3番1号

氏 名 株式会社 三五

代表取締役社長 恒川 幸三

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 052-882-0035

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 三五 三好工場
事業場の所在地	愛知県みよし市三好町井ノ口47
計画期間	2022年4月1日～2023年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	22：鉄鋼業
② 事業の規模	3,396,000 万円
③ 従業員数	257 人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙① 参照

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">工場環境統括者 (工場長)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">・総括責任者 ・産業廃棄物処理責任者</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">工場環境責任者 (製造部長)</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">ISO事務局</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">線材課</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">引抜課</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">冷鍛切削課</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">工務課</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">製造技術課</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">保全課</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: right; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">・特別管理産業廃棄物 管理責任者</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">・産業廃棄物処理施設 技術管理者</div> </div>			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	<b>【前年度（2021年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	腐食性 廃アルカリ
	排 出 量	475 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・表面処理剤の更液周期の延長 ・表面処理剤の排出量低減のため槽内の液量低減		
② 計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	腐食性 廃アルカリ
	排 出 量	451 t	1 t
	(今後実施する予定の取組) ・継続して表面処理剤の交換周期の延長を検討・実施する。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・当事業場から混合廃棄物は発生していない。		
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・今後も発生する予定は無い。		

## (第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項				
① 現状	【前年度（2021年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	腐食性 廃アルカリ	廃PCB等 蛍光灯・安定器
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。			
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	腐食性 廃アルカリ	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。			
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項				
① 現状	【前年度（2021年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	腐食性 廃アルカリ	廃PCB等 蛍光灯・安定器
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。				
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	腐食性 廃アルカリ	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。				

## (第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
① 現状	【前年度（2021年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	腐食性 廃アルカリ	廃PCB等 蛍光灯・安定器
	自ら埋立処分 を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。			
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	腐食性 廃アルカリ	
	自ら埋立処分 を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。			
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
① 現状	【前年度（2021年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	腐食性 廃アルカリ	
	全処理委託量	475 t	0 t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	76 t	0 t	
	再生利用業者への 処理委託量	399 t	0 t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	
(これまでに実施した取組) ・可能な限り再生利用業者への処理委託を行い、継続的に最終処分量の低減を推進した。 ・委託先処理業者への1回/年の現地確認を実施。				

② 計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	腐食性廃酸	腐食性 廃アルカリ
	全処理委託量	451 t	1 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	76 t	1 t
	再生利用業者への 処理委託量	399 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分量低減のため、継続して再生利用業者の調査・委託を推進する。</li> <li>・可能な限り優良認定処理業者への処理委託を推進する。但し優良認定業者より再生利用業者を優先とする。</li> <li>・委託先処理業者への1回/年の現地確認を実施する。</li> </ul>			
電子情報処理組織の 使用に関する事項	<b>【前年度（2021年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル 廃棄物を除く。)	475 t	
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別管理産業廃棄物の収集運搬および処分を委託する場合は電子マネーフレスト対応の契約先へ処理を委託する。</li> </ul>			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙① 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

